埼 玉県立 特別支援学校管理規則 の 一 部を改正する規則をここに 公布する。

和三年二月十二日

玉県教育委員会教育 長 髙 田 直 芳

埼 玉 県教育委員会規則第二号

埼玉県立特別支援学校管理規則 \mathcal{O} _ 部を改正する 規

部 埼玉県立 を次の 特別支援学校管理規則 ように改正する。 (昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号) \mathcal{O}

支援学校及び埼玉県立東松山特別支援学校」 第二条第一項中 「及び埼玉県立越谷西特別 に改め、 支援学校」 同条第二項の を 埼 玉 表中 県 立 越谷西 「埼玉県立 特別

越谷西 特 別 支援学校松伏分校 北葛飾郡 松伏 町 ゆめ み野東二丁 月七 番地

「埼玉県立 越谷西特別支援学校松伏分校

> 北葛飾郡松伏町 ゆ \emptyset み野東二丁目

埼玉県立 東松 Щ 特別支援学校嵐山学園分校

比 企 郡 嵐 Щ 町 大字菅谷字東原二百

番 地

六十四番 に 改める。

県 立 に 別表埼玉県立 入院し」 小児医 「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が 原を を ンタ けやき特別支援学校 「地方独立行政法人埼玉県立 - に入院 0 に改 項入学資格 め、 設置 病院機構が 「精神疾患等にか \mathcal{O} 欄中 及び運営する」 設 「埼玉県立 置 Ļ か り療養の 及 び運営する 小児医療 を加え、 ため」 セ 埼玉 ン 同 表 タ

埼 玉 立. 支援学校 \mathcal{O} 項中

	_						_
高			中				小
等			学				学
部			部				部
三年			三年				六年
五四							
中学部を	心理治療	害のある	学校教育	治療施設	年法律第	害のある	学校教育

者又は児童福祉法に基づく児童 施設に入所している者 百六十四号) に基づく児童心 者又は児童福祉法(昭和二十二 法に規定する学齢生徒で知的障 に入所している者 法に規定する学齢児童で知的障 理

を

卒業した者又はこれに準ずる者

法に規定する学齢児童で知的障

法に規定する学齢生徒で知的 障

アハウス嵐山学園(児童福祉法 法に規定する学齢児童でこども 卒業した者又はこれに準ずる者

二に規定する児童心理治療施設 十二年法律第百六十四号)第四

心のケアハウス嵐山学園をいう。 埼玉県比企郡嵐山町に所在する

に入所している者

法に規定する学齢生徒でこども ウス嵐山学園に入所してい

に改める。

														_	٦
								園分	嵐山	高		中		小	
								校	学	等		学		学	
		中学部							小学部	部		部		部	
		三年							六年	三年		三年		六年	
										五四					
る者	の心のケ	学校教育	以下同じ	こどもの	であって	十三条の	(昭和二	の心のケ	学校教育	中学部を	害のある	学校教育	害のある	学校教育	

則

附